

第10回さいたま市自治基本条例検討委員会

次 第

平成23年1月26日（水）午後6時45分～
浦和コミュニティセンター第15集会室

1 開 会

2 議題

(1) フォーラムについて

(2) 中間報告（たたき台）について

3 その他

4 閉会

【配付資料】

・ 次第

資料1 中間報告（たたき台）※総論部分まで

資料2 中間報告（たたき台）に対する委員からの修正意見

参考資料1 中間報告作成スケジュール

参考資料2 市民から寄せられた意見

さいたま市自治基本条例検討委員会

中間報告（たたき台）

※総論部分まで

構成（案）

- ・ 表紙
- ・ 目次
- ・ はじめに（中間報告書の作成に当たって）
- 1. 中間報告の基本的な考え方
 - （1）なぜ自治基本条例が必要とされるのでしょうか
 - （2）めざすまちの姿と自治基本条例
 - （3）さいたま市自治基本条例の目指す方向性（性格・特徴）
 - （4）条例案骨子（中間報告）の構成図（イメージ）
- 2. 条例案骨子、考え方・解説など
- 3. 資料編
 - ・ 自治基本条例検討委員会設置要綱
 - ・ 自治基本条例検討委員会名簿
 - ・ 検討委員会の検討経過
 - ・ 条例の基本コンセプト
 - ・ 広報チラシ

など

はじめに（中間報告書の作成に当たって）

（さいたま市自治基本条例検討委員会）

1. 中間報告の基本的な考え方

(1) なぜ自治基本条例が必要とされるのでしょうか

ア 進展する地方分権への対応

平成12年の「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（地方分権一括法）」の施行をはじめとする昨今の「地方分権」によって、地方自治体の権限と責任の範囲の拡大が進んでいます。地方自治体には、この大きな潮流の中で、「自己決定・自己責任」の原則に基づいて、地域の特色を活かしたまちづくりを進めていくことが求められています。

このような分権型社会に対応するためには、市民が責任を持って主体的にまちづくりに取り組むことで、自立した自治体運営を進める必要があります。

イ 多様化する課題への対応

さいたま市は、政令指定都市の中でも比較的若い年齢構成にありますが、今後は、その中でもトップスピードで少子高齢化が進展し、生産年齢人口が減少することが見込まれています。このような人口構造の変化や地域への無関心層の増加など、地域社会を取り巻く環境は大きく変わりつつあります。また、市民の価値観やライフスタイルの多様化に伴い、市民のニーズや地域社会の課題も多様化しつつあります。

市内では、これまでも多くの市民が、豊かで暮らしやすく、魅力あるさいたま市を目指して活動してきましたが、ますます多様化する地域の課題を解決するためには、豊かな経験や技術を培ってきた団塊の世代の人たちをはじめ、より多くの市民が地域の活動や市政に参加しながら、まちづくりを進めていくことが求められています。

以上のような私たちを取り巻く状況を踏まえ、さいたま市のまちづくりを進める際の拠り所となる考え方や基本的なルールを誰が見ても分かりやすいように整理し、みんなで共有することが大切です。そのためには、「自治基本条例」という形で、まちづくりの基本となる考え方や基本的なルールをはっきりと定めることが必要だと考えます。

(2) めざすまちの姿と自治基本条例

みなさんには、“さいたま市がこうなってほしい”というそれぞれの思いがあると思います。

私たち自治基本条例検討委員会でも、「さいたま市のめざすまちの姿」について検討しました。

さいたま市のめざすまちの姿（自治基本条例検討委員会の思い）

- ・ 市民が誇りをもち、子どもから高齢者まですべての市民が等しく尊重され、互いに尊重しあい、生きがいをもち、心豊かに、共に生きるまち
- ・ 市民が主役となって地域の課題を自ら考え、主体的に自治に参画して課題解決にあたるまち
- ・ 企業、大学等教育機関、地域活動団体、ボランティア団体等の活力を積極的に引き出し、市民生活に希望（ゆめ）を与えるまち
- ・ 環境保全と開発の調和が図られているまち

「自治基本条例」とは、上記のような「さいたま市のめざすまちの姿」の実現に向けて、まちづくりの基本となる考え方や、誰がどのような役割を果すのか、などの基本的なルールや仕組みを定めるものです。

【市民や団体等から寄せられた主な意見】

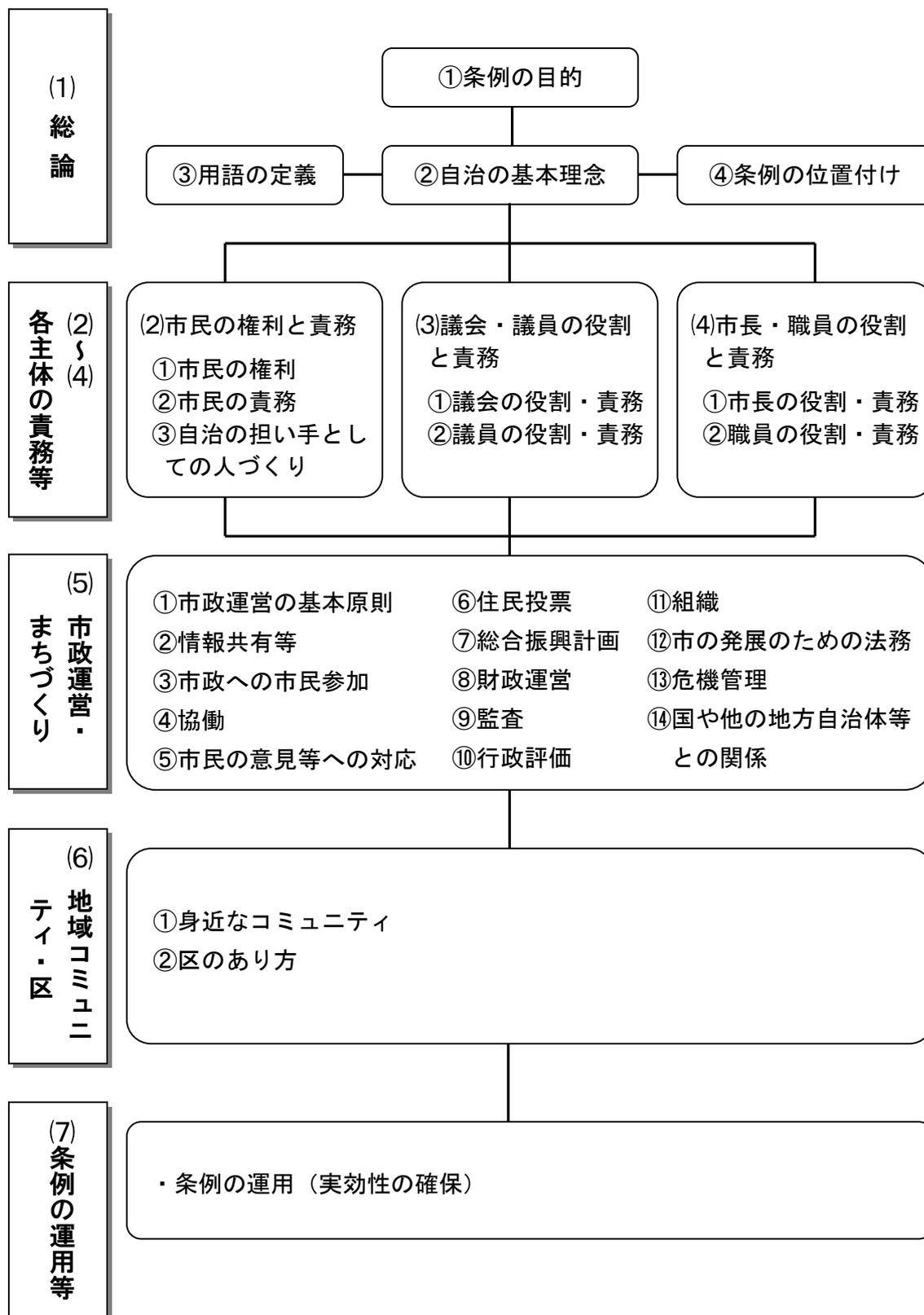
- ・（市民）さいたま市の魅力は、「特に目立たないけれど生活に必要なものはだいたいそろっている堅実なまち」だと思います。リゾート開発のようなあれこれと奇抜、過剰なサービスはいらない。やるべきことをしっかりとやっていく「やっぱりわが家が一番」的な落ち着いたまちであってほしいと思います。
- ・（市民）「利権に動かされないさいたま市」を願います。
- ・（市民）子ども、母親、高齢者も不便なく安心して住んでいけるまちであってほしい。
- ・（市民）市民が、社会や地域の課題を発見・共有し、解決の担い手になる市民参画型のまちであってほしい。
- ・（市長）さいたま市は、「日本一のボランティアのまち」をめざしたい。

（３）さいたま市自治基本条例の目指す方向性（性格・特徴）

私たち自治基本条例検討委員会は、本市の自治基本条例を次のような性格や特徴を持つ条例にしたいと考えています。

- ・ 単に漠然と「自治」の理念を掲げたものを制定して終わるのではなく、市民や議会、市長等が自治基本条例を活用し、具体的な課題の解決に向けて取り組めるようにする。
- ・ 「市民自治」の確立に向けて、自治基本条例が市民や議会、市長等の各主体の意識の向上を促し、各主体のより良い関係を築くことによって、本市の「自治」が変わることを期待する。
- ・ 市民にとって分かりやすく、説得力のある条例とし、市民の関心を高められるものとする。
- ・ 「オリジナルな条例」、「新しいスタンダードとなる条例」を目指す。

(4) 条例案骨子（中間報告）の構成図（イメージ）



2. 条例案骨子、考え方・解説など

(1) 総論

① 自治基本条例の目的

【条例案骨子】

● (目的)

- ・ この条例は、市民福祉の向上と市の健全な発展に向けて自治を担う**市民**、議会、**市長等**（**市長その他の執行機関をいう。以下同じ。**）の主体的な取組を促し、市民自治の確立を図り、もって**市民**が幸せを実感し、誇りを持てる都市の実現に資することを目的とする。
- ・ そのために、**市**（**さいたま市をいう。以下同じ。**）の自治の基本理念を明示し、**市民**の権利及び責務、議会、**市長等**の役割及び責務、市政運営の基本的事項等を定める。

【考え方・解説】

- ・ 平成12年4月の「地方分権一括法」施行以来、地方自治体は国と対等な立場で、積極的に地域や市の課題に取り組めるようになりました。
- ・ この間、市においても少子高齢化の急速な進行による人口構造の変化、地域社会等への無関心層の増加など、地域や市を取り巻く状況は激変しています。
- ・ また、人口構造の変化や、長引く経済の落ち込みにより財政の面でも厳しい状況が続くと見込まれます。さらに**市民**の価値観、ライフスタイル、**市民**ニーズの多様化が進んでいます。
- ・ 市政は、**市民**（**住民**）が選挙を通じて信託した議会と**市長**が、責任を持ってそれぞれの役割を果たしていくという二代表制が基本です。しかし、上述したような状況においては、地域や市の実情に合わせた課題解決の仕組みの構築が求められ、地域や市の課題を解決し、市民福祉の向上と市の健全な発展のためには、議会や**市長等**が**市民**の声をしっかりと受けとめるとともに、**市民**の責任を持った主体的な取組が求められています。
- ・ 市では、これまで地域活動の多くを担ってきた自治会のほかにも、NPOなどの市民活動団体、公益法人、事業者などが積極的な公益活動を展開してきましたが、今後は、二代表制を基本として、より多くの**市民**の参加のもと、**市民**や地域の力だけでは解決出来ない問題を議会及び**市長等**が対応し、または協働によって解決を図っていくという補完性の原理に基づき、自治のあり方を皆で考え、行動していくことが重要です。
- ・ さいたま市自治基本条例は、「**市民**が幸せを実感し、誇りを持てるさいたま市」の実現を目指し、その拠り所となる考え方や基本的なルールを自治を担う**市民**、議会、**市長等**が共有し、「課題解決の羅針盤」として、地域や市の課題解決に向けて主体的な行動を促すための一つの方向性を明示するものです。

【市民や団体等からの主な意見】

- ・ (市民) まちづくりのいろいろな課題を支える条例にしてほしい。
- ・ (市民) 市政の推進のため、自治基本条例が必要ということは十分理解できる。
- ・ (市民) 住民と行政の関係を一步進める形の機会として、自治基本条例を歓迎したい。
- ・ (市民) 自治基本条例制定に向けて、大変立派な基本理念だと思うが、それが具体的な取組としてあらわれてこないことには、意味がないと思う。

- ・（市民）市民が理解できて、かつ実行できる内容の基本条例でないと、あまり意味がないと思う。
- ・（市民）さいたま市の自治基本条例は斬新なもので、一步踏み込んで具体性のあるものにしてほしい。
- ・（市民）自治基本条例が制定されると、仕事とか財源面で、地方分権が促進されるのか、また、政令指定都市であるさいたま市がどのような位置づけとなるのか教えてほしい。
- ・（市民）自治基本条例を含め、市長のビジョンや考えは共感でき、大いに期待したい。また、広く市民の方からの声を集めることは大変結構なことだと思う。
- ・（市民）自治基本条例というのは、市民が活動していく上ですばらしい条例であると思う。
- ・（市民）他の自治体で定める条例のように市長・議会による二次代表制を形骸化させる恐れがある。
- ・（市民）「地域主権」などという言葉に唆され、「住民」の定義を曖昧にし、役務（サービス）の受益者に過ぎない「広義の住民」、或いは無国籍の「市民」による「市民自治」に根拠を与える自治基本条例を制定すれば、日本の地方自治が変質し、ひいては国家が足下から崩壊する虞さえある。特定の主義主張を持つ団体、或いは外国籍の住民が自治に関与する危険をはらむ「自治基本条例」ならば、その制定は許されるものではない。

② 自治の基本理念

【条例案骨子】

● (自治の基本理念)

市民、議会、市長等は以下に掲げることを自治の基本理念として、市民自治の確立を目指すものとする。

- (1) まちづくり（豊かで暮らしやすいまちをつくるための活動をいう。以下同じ。）は、市民が責任を持って主体的に地域や市の課題解決に取り組むことを基本とする。
- (2) 市民（住民）の信託を受けた議会及び市長（市長等）は、それぞれの役割や責務を果たしながら、市民のための市政運営を行う。
- (3) 市は、国や県と対等な立場に立って協力関係を築くとともに、自律的な市政運営の実現を目指す。

【考え方・解説】

(1)

- ・ 山積する地域や市の課題を解決し、市民福祉の向上と市の健全な発展を目指すためには、市民の責任を持った主体的な取組が求められます。
- ・ 「まちづくり」の定義の中の「暮らしやすい」には、「住みやすい」のほか、「市民活動や事業活動など様々な活動がしやすい」という意味も含んでいます。

(2)

- ・ 市民（住民）は、地域社会における自治の一部を議会と市長（市長等）に信託しています。
- ・ 市民（住民）は、市政の意志決定と執行のすべてを議会と市長（市長等）に委ねているわけではなく、市民福祉の向上及び市の健全な発展のためには、市民が市政に主体的に関わることが必要です。
- ・ 市民、議会、市長等の良好な関係が市民自治の基軸となります。そのため、議会や市長（市長等）は、市民（住民）の信託を受けた重責を自覚し、市民の意見を聴き、または市民との協働を通して地域や市の課題解決を図り、市民のための市政という共通の目的に向かって相互に連携し、各々の職責を果たすことが重要です。

- (3) 市民自治を進めるためには、議会や市長等は、市民のための市政を運営することが重要であり、国等と対等な立場で自律的な市政運営が出来るよう団体自治の確立を目指す必要があります。

また、広域的な課題等、市だけで解決が難しい課題もあり、国や県とは様々な課題の解決に向けて明確な役割分担のもと、協力、連携して取り組むことが必要です。

【市民や団体等からの主な意見】

- ・ (市民) 市民参加の視点を重視し、情報公開、市民との協働のまちづくり、市民の権利保障を大切に、創造的、文化的で開かれた新しい自治の骨格となる条例を期待する。
- ・ (市民) 行政、議会、市民が三権分立になっていけるような形を創出できる条例にしてもらいたい。市民が参加できて、役割を持つ反面、市政に責任を持たなければいけないという体制づくりのもととなるような自治基本条例制定であれば、大いに期待したい。市民参加という項目は必須ではないか。

- ・（市民）市民自治を推進するのに大事な市民参画、協働、新しい公共、住民投票などについても、その理念とかルールを明確に明文化してほしい。
- ・（市民）若者が「与野っ子」を誇りに思い、地元を愛しながら生活しているのは、すばらしいこと。若者とともにもちを豊かにしていく活動を盛んに取り入れてほしい。
- ・（市民）みんなで話し合っ、肩をたたき合っ、そして同じ目線て物を考えて、それで自分たちでできないことは、役所やコミュニティ会議に相談するのが良いと思う。
- ・（市民）男女の共同参画という視点をこの条例に取り入れてほしい。
- ・（市民）市民に何を任せてやってもらいたいのかを明確にすべき。
- ・（市民）市民が主体的にまちづくりをすることが、市民の自治意識の醸成や市民活動の促進が図られることにつながる。
- ・（市民）個人や家庭でできないことは隣近所、NPO等で行い、それでもできないときにのみ行政が力を貸すという新しい公共の仕組みを多くの市民は気がついていないのが現状。
- ・（市民）行政は、新しい時代の行政の仕組みということを推進していく上で、NPO等の力を大いに活用したら良い。

③ 用語の定義

【条例案骨子】

● (市民とは)

※保留

● (市民自治とは)

「市民自治」とは、**市民**が主体となって地域や市の課題の解決に取り組むなど、**市民**が自ら行うことを基本として、**市民（住民）**から信託を受けた議会及び**市長（市長等）**も、ともに**市民**のための**まちづくり**を進めることをいう。

● (協働とは)

「協働」とは、**市民、議会、市長等**が、地域又は社会における共通の目的の実現及び共通の課題の解決に向けて、対等な立場で連携を図りながら協力することをいう。

※他の用語の定義については、順次追加する。

【考え方・解説】

(市民とは)

※保留

(市民自治とは)

- ・ 市民自治とは、**市民**自ら治めることであり、**市民**が主体的に考え、行動して、地域や市の課題を解決し、**市民本位のまちづくり**を進めることが基本です。
- ・ また**市民（住民）**から信託を受けた議会、**市長（市長等）**も市民自治の担い手として、**市民**とともに考え、ともに行動して、**市民のためのまちづくり**を推進していく「協治（ガバナンス）」という考え方が重要です。

(協働とは)

- ・ 目指すべき協働のあり方とは、**市民、議会、市長等**の各主体が目的を共有し、対等な立場で、連携を図りながら目的の達成に向けて取り組むことであり、その意義は、得意分野を生かし合い、または弱点を補い合い、その相乗効果により、より良い効果を生み出すことにあります。

【検討課題】

- ・ 自治の主体としての「市民」の範囲について、考え方をより整理する必要があります。

（論点）

- ・ 「市民」の定義について、
具体的に定義する・理念的に定義する・定義しない、
狭義にとる・広義にとる・区分する

【市民や団体等からの主な意見】

- ・ (市民) 自治の担い手として、市民、行政、議員各々が意識改革を進め、新しい役割を担う能力を身に付けることが必要。そのために、市民自治、市民力、地域力を大切にする新しい価値観を持った人材の発掘、育成が必要。
- ・ (市民) 市民活動やNPO活動、ボランティアの位置づけも明示してほしい。
- ・ (市民) 参政権や外国人について、基本的には、国の政治と地域の政治は違っていて、多文化共生のもと、どこでも隣に外国人が住んでいるので、あまり排他的にならず、外国人もこれから一緒に生きていくんだという視点で考えてほしい。

- ・（市民）「市民」は、しっかりと定義づけを行ってほしい。外国人労働者の中でも、日本は通過点と考えて、数年で去ってしまう人に対して、合理的な区別が必要ではないか。
- ・（市長）「市民」は住民だけではなく事業者の方々、通学者も含めて、自治基本条例の中では一つの担い手として規定し、あるいは参画していただく必要がある。ただし、住民投票については、もう少し絞って規定することが必要だと思う。
- ・（市民）法人その他の団体について、自治に直接関与することは許すべきではない。意見・要望を聞くに止めるか、請願権に止めるべき。主権者でないものは除くべき。特定の利益を追求する団体、特定の思想信条を持つ団体が自治に介入する虞があり、このような危険は排除すべき。
- ・（市民）外国人や法人、任意団体などが参加するというと参政権との問題が出る。
- ・（市民）カルト教集団などに、さいたま市民として権利を行使させるべきではない。
- ・（市民）外国人地方参政権に道を開くべきではない。
- ・（市民）市内に通勤する者、市内に通学する者を「市民」とみなす自治基本条例を見かけるが、請願権などを認めるに止め、自治に参加する主体としては認めるべきではない。
- ・（市民）「市民」の定義について、外国人や市内に通勤する者など住民以外の者に対して、住民と同一の権利を認めるべきではない。

④ 条例の位置付け

【条例案骨子】

○（自治基本条例の意義）

この条例は、市民自治の推進に当たり、理念や基本的なルールを明らかにするものであり、地域や市の課題の解決に際して、規範として運用するものとする。

●（自治基本条例の尊重）

市民、議会、市長等は、この条例の考え方を最大限に尊重する。

●（他の条例等の関係）

議会及び市長等は、他の条例、規則、他の規程を制定、運用、改定、廃止するときは、原則として、この条例の規定との整合を図らなければならない。

●（市の計画等との関係）

市長等が計画を策定等する場合、または事業を決定、実施等する場合も、同様とする。

【考え方・解説】

- ・ 現在の日本国憲法を頂点とする法体系においては、自治基本条例も他の条例と同様、国の法令の範囲内において存在するものであることに留意する必要があります。
- ・ 本条例は、市民自治を推進するための理念や基本的なルールを定めるものです。したがって、条例同士は対等であるとはいうものの、市政全体を束ね、課題解決の羅針盤として市政全体の方向性を示すものとして、お互いの関係においては中心となるべき性格のものであり、市における条例や計画等は、原則として自治基本条例の趣旨に適合するように制定、策定、運用等される必要があります。

【検討課題】

- ・ 既存の条例と自治基本条例との整合性が確保されているか、どの時点で確認し、対応していくかは課題と考えます。
- ・ 既に制定されている「さいたま市議会基本条例」は、議会における最高規範として位置付けられており、自治基本条例との関係を整理する必要があります。
＜参考＞さいたま市議会基本条例第34条第1項（他の条例等との関係）
「この条例は、議会における基本的な事項を定めるものであり、議会に係る他の条例その他の規程を制定し、又は改廃しようとするときは、この条例の趣旨に矛盾し、又はこの条例の規定に抵触するものであってはならない。」
- ・ 自治基本条例の最高規範性について、考え方をより整理する必要があります。

【市民や団体等からの主な意見】

- ・（市民）自治基本条例は市の憲法になるものとして期待する。
- ・（市民）条例は議会の承認が必要であり、また議会は既に議会基本条例を策定していることなどから、すり合わせなど慎重に進めてほしい。
- ・（議員）自治基本条例に対して議会基本条例は下位法だと考えて制定している。
- ・（議員）議会基本条例の目的として、「市民福祉の向上」と「市の健全な発展」を掲げたが、自治

基本条例においても基本的には目的は同じではないか。私たちも議会基本条例を基にそれを目指し、自治基本条例ができてくることによって行政または市民も同じ目線でそれを目指しながら、さいたま市の発展がもたらされるという部分では非常に期待ができる、また期待していきたい。

- ・（市長）自治基本条例の中に議会基本条例が包含されると考えている。自治基本条例の中に当然、議会の役割、責務などが規定され、それをより細かく規定したのが議会基本条例だろう。
- ・（市民）何も知らない人が、自治体の憲法あるいは最高規範というような言葉で説明を受けると、自治基本条例が法律よりも上位にあるのではないかと誤解する可能性がある。
- ・（市民）「最高法規」「自治体の憲法」と位置づけるこの条例は、現行の法体系を根底から破壊するものである。なぜなら、「市の最高法規」「市の憲法」などの用語は、国と地方自治体の位置づけ・役割を混乱させるだけである。
- ・（市民）自治体の最高規範は日本国憲法であり、「さいたま市の最高規範である自治基本条例を制定する」とは、論理矛盾であって、如何なる意味でこれを広報するのか理解に苦しむ。
- ・（市民）市の最高法規、市の憲法と位置づけるこの条例は、現行法体系を根底から破壊させる魂胆になると考える。

中間報告（たたき台）に対する委員からの修正意見

1. 中間報告の基本的な考え方

(1) なぜ自治基本条例が必要とされるのでしょうか

イ 多様化する課題への対応

さいたま市は、政令指定都市の中でも比較的若い年齢構成にありますが、今後は、その中でもトップスピードで少子高齢化が進展し、生産年齢人口が減少することが見込まれています。このような人口構造の変化や地域への無関心層の増加など、地域社会を取り巻く環境は大きく変わりつつあります。また、市民の価値観やライフスタイルの多様化に伴い、市民のニーズや地域社会の課題も多様化しつつあります。

市内では、これまでも多くの市民が、豊かで暮らしやすく、魅力あるさいたま市を目指して活動してきましたが、合併して政令指定都市となったことで、ますます市民と行政の距離が遠くなり、課題への対応が困難になっています。ますます多様化する地域の課題を解決するためには、豊かな経験や技術を培ってきた団塊の世代の人たちをはじめ、より多くの市民が地域の活動や市政に参加しながら、まちづくりを進めていくことが求められています。

(2) めざすまちの姿と自治基本条例

みなさんには、“さいたま市がこうなってほしい”というそれぞれの思いがあると思います。

私たち自治基本条例検討委員会でも、「さいたま市のめざすまちの姿」について検討しました。

さいたま市のめざすまちの姿（自治基本条例検討委員会の思い）

- ・ 市民一人一人が誇り平和で自立した心をもち、子どもから高齢者まですべての市民が等しく尊重され、互いに尊重しあい助け合い、生きがいをもち、心豊かに、自然と共に生きるまち
- ・ 市民が主役となって地域の課題を自ら考え、主体的に自治に参画して課題解決にあたるまち
- ・ 企業、大学等教育機関、地域活動団体、ボランティア団体等の活力を積極的に引き出し、市民生活に希望（ゆめ）を与えるまち
- ・ 環境保全と開発の調和が図られているまち

「自治基本条例」とは、上記のような「さいたま市のめざすまちの姿」の実現に向けて、まちづくりの基本となる考え方や、誰がどのような役割を果すのか、などの基本的なルールや仕組みを定めるものです。

(※該当部分を抜粋)

中間報告作成スケジュール

委員会	開催日	検討内容
第10回	1月26日(水)	全体構成等 1. 中間報告の基本的な考え方 2. 条例案骨子、考え方・解説など (1) 総論
第11回	1月31日(月)	2. 条例案骨子 (2) 市民の権利と責務 (3) 議会・議員の役割と責務 (4) 市長・職員の役割と責務
第12回	2月8日(火)	2. 条例案骨子 (5) 市政運営・まちづくり ①市政運営の基本原則 ②情報共有等 ③市政への市民参加 ④協働 ⑤市民の意見等への対応 ⑥住民投票 ⑦総合振興計画
第13回	2月15日(火)	⑧財政運営 ⑨監査 ⑩行政評価 ⑪組織 ⑫市の発展のための法務 ⑬危機管理 ⑭国や他の地方自治体等との関係
第14回	2月21日(月)	2. 条例案骨子 (6) 地域コミュニティ及び区 (7) 条例の運用等
第15回	2月28日(月)	中間報告決定

※フォーラム 第1回 3月19日(土)
第2回 3月26日(土)

市民から寄せられた意見

- 自治基本条例はおかしいです。なぜ外国人が投票できるのか疑問です。明らかに議員が外国人の票集めをするに違いありません。参政権を持つのは日本国籍の人だけです。自治基本条例というより、外国人参政権ですね。
- 外国の方に参政権（住民投票権）を与えた後の影響について、日本が日本人の物でなくなってしまう可能性が高い政策を通してしまって、市民からの非難を浴びるような事態になったときに、市役所の方は、責任を取れるのですか？ 参政権を行使する大量の外国人が生まれることに、とても脅威を感じます。諸外国でも納税と参政権とは別で、外国人に参政権がある国はごくわずか、それらの国は現在、移民問題でめちゃくちゃになっているそうです。
子どもが安心して成長出来るさいたま市であってほしい。外国人への参政権付与に反対します。
- 住民投票の投票権を外国人には認めないでください。外国人参政権と同じです。さいたま市以外の日本国民でも反対多数です。全国で同じような思いの方がたくさんいます。
- 住民投票は日本国籍保有者のみに限定するように。
- この条例における「市民」には、外国人が含まれる可能性があり、国籍条項を設けるようお願いします。参政権は「政治に参加する権利」の総称であり、投票権もその一つです。
憲法第15条に「参政権・被参政権は国民固有の権利である」と定められており、外国人への参政権付与は憲法違反になります。また、憲法第10条の委任により、日本国民たる要件を定めるために制定された国籍法では、「市民」を「国民」と定めてあることから、日本国籍を取得されていない全ての外国人に対し、国民の権利である参政権を付与することは憲法違反になります。
さいたま市という枠内であっても、それは国政につながる大切な条例です。この条例の周知・認知の措置を市民に行った上で、慎重に議論を重ね、条例の可否を決定してもらいたい。
- 外国人参政権ならぬ自治基本条例に反対します。外国人参政権を認めた他の国の例を見ても何らメリットはありません。反日の外国人に乗っ取られても良いのですか？
- 一般市民に政治に関心がある人はそうそういません。このような条例について関心を持って調べ、制定させようとする人は、利権団体、プロの政治活動団体、外国人ではないでしょうか？
市政は 選挙権のある人によって形作られていくべきだと思います。
日本が今、外国人土地規制法などの防御策がないまま開国し、日本が崩壊していきそうななか、隠れ外国人参政権ともとれるこの条例が可決されることは大反対です。最もつくってはいけない条例だと思います。

○ 自治基本条例（外国人参政権）に断固反対します。市民の定義のところ、国籍条項が欠けている。国民主権の原理からして、外国人が市政に参加できる規定はおかしい。在住・在勤の人の意見や外国人の意見を聞きたいのなら、市に専用窓口を作れば良い。さいたま市に大勢の外国人が移住してきて市政に関わり、外国人のための投票が次々に可決されたらどうするのですか？ 今この条例が日本各地から批判されている前例はご存知ですか？

外国人参政権が本質である本法案を自治基本条例などと不明瞭な名称に変更し、市民に大々的に知らせる事もなく勝手に決めるな。

○ 市民の定義のところ、国籍条項が欠けている。国民主権の原理からして、外国人が市政に参加できる規定を設けるのはおかしい。在住・在勤の人の意見や外国人の意見を聞きたいのなら、市に専用窓口を作れば済むことです。市に大勢の外国人が移住してきて、外国人のための決議が次々に可決されたらどうするのですか？ 絶対に反対です。

○ 常設型住民投票は、生活に追われ、時間的に行政に参加できない大多数の市民の意見ではなく、行政参加に積極的な一部市民団体の意見がどうしても重視される傾向になります。また、時間的に余裕のある市民、例えば、年金生活者や生活保護生活者、富裕層の意見が重視され、結果的に大多数の意見は黙殺されることになります。常設型住民投票制度は、行政への市民参加の手段とは成り得ませんので、自治基本条例に含めることには断固反対します。

○ 常設型住民投票条例批准について、外国人地方参政権に値するような条例に反対致します。さいたま市は外国人が多いと聞き、危惧しメールしました。

○ 自治基本条例に反対。外国人が投票出来るというのは日本国民の権利を侵害します。憲法違反であるから断固反対します。

○ 自治基本条例についての討論は憲法違反です。外国人参政権、重国籍ほか名前を変えても憲法違反。大事なものは経済成長することだけではない。日本人のルーツを失わないことがこれからの時代に必要なことです。

○ 自治基本条例に反対します。住民が決めるというともっともな気がしますが、日本人以外の住民にも決定権があるとなると、害あって一利なし。憲法違反にもあたります。今の民主党は裁判官の傍論に基づいて憲法違反にあたらないとしています。今の裁判官さえ違反と言っています。地方分権が叫ばれている今の状況では取り返しのつかない危険性を孕んでいます。

○ 「外国人地方参政権」に近い条例になるのでしょうか？ 在日外国人は、色々な地域で住民登録できるため、日本人以上の「発言力」を持つと聞いたことがあります。日本国籍を有する住民に対する権利となるよう検討をお願いします

○ 自治基本条例に反対です。市政、政治はその国や地域に所属してきた市民によってのみ進められるべきです。私たち日本人に日本の政治に参加する権利があるのは、その権

利を先人たちによって引き継ぎ、またその権利を後世の人々に引き継ぐ義務があるからであり、その大切な権利を他国の、もしくは日本のことを考えていない人間に対して与えるべきではありません。

- 自治基本条例は特定の団体の利益誘導に使用される恐れが高いと考えます。日々市政に何の不满もなく普通に暮らしている市民よりも、自治基本条例を利用して何らかの利益を得たいと考えている一部の人々が市政に積極参加し意見を述べることが予想され、それらは大多数の市民の利益に反する恐れがあると考えます。特に都内で働く人が多いさいたま市においては、多くの市民が市政に疎いため、知らぬ間に市民の利益が害される恐れがあります。

個人的に懸念するのは特に外国人への住民投票権付与です。永住外国人でさえも参政権の付与は憲法違反との意見が根強いことは周知の通りです。そのような中、外国人への住民投票権付与は将来市民間の軋轢・混乱を生じることが予想されます。したがって、住民投票について定める場合は、野田市住民投票条例（案）第13条のようにすべきと考えます。

- 自治基本条例の制定に反対です。この条例は、「市民は市政に参加できる」と「市民には外国人も含まれる」という規定の両方を盛り込むことで、事実上外国人の政治参加を認めています。外国人の政治参加は、まだ国民の間でも議論が煮詰まっておらず、外国人の選挙権についても、最高裁判所は認められないという判決を下しています。

その事実を考えると、条例によって外国人参政権を認めるためには、憲法には違反しないのか、国民の意思にかなったものなのかなど、時間をかけて十分に議論する必要があると思います。絶対に外国人に投票の権利を与えないでください。差別はいけないというレベルの問題ではなく、国家国民の存亡が関わっている非常に危険な動きであり、憲法違反です。

- 「市政をどのように進めていくべきか。どのようなルールが必要か。」について。

ぜひ「受動喫煙防止の徹底」を盛り込んでください。具体的には市内全域路上および公園での喫煙を禁止にするなど。現在、屋外および喫煙禁止区域以外の喫煙は禁止されていないため、公園等で喫煙し放題。未来を担う子供が受動喫煙の被害にさらされているのを放置しているような状況では、安心して子育てができません。一刻も早く改善し、安心して子育てができる環境をつくるべく、ルール作りをしてもらいたい。

以上、19名の方からの意見（一部要約）